

# マネジメントレポート

2004年1月

## 今回のテーマ： 中小企業退職金共済制度

退職金原資の外部積立として中小企業退職金共済制度（中退共）が注目されており、2002年4月から2003年11月までに、2,651社が税制適格退職年金（適年）から中退共に移行しています。（独立行政法人勤労者退職金共済機構のホームページ）

### 1 注目される背景

- ・ 確定給付型年金の運用利回りの悪化 積立不足 追加拠出が必要
- ・ 退職給付会計の導入により簿外の退職給付債務を認識することとなり問題が表面化
- ・ 適年は、2012年3月31日に廃止される。

### 2 中退共の概要

	業 種	従業員数	資 本 金
対象要件	卸売業	100人以下	1億円以下
	サービス業	100人以下	5,000万円以下
	小売業	50人以下	5,000万円以下
	上記以外	300人以下	3億円以下
加入者	原則： 従業員は全員加入（パートも可） 例外： 役員は加入不可（使用人兼務役員は加入可）		
掛 金	月 5,000円から 30,000円まで 16種類。従業員毎に任意設定 パートは月 2,000円から 4,000円まで		
退 職 金	従業員に中退共から直接支給 月掛期間が、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 12ヶ月未満 掛捨て（支給なし）</li><li>・ 12ヶ月以上 24ヶ月未満 掛け金相当額以下の金額</li><li>・ 24ヶ月以上 掛金相当額</li><li>・ 43ヶ月以上 現状の1%の運用利回りを付加した金額</li></ul>		

### 3 導入時の取り扱い

新規加入	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国から1年間、つぎの金額が助成<ul style="list-style-type: none"><li>1) 加入後4ヵ月目から掛金の1/2（月5,000円限度）</li><li>2) 掛金を増額した場合は、増額月から増額分の1/3（掛金月額20,000円以上からの増額は対象外）</li></ul></li><li>・ 中退共加入前の過去勤務期間も10年を限度に対象とすることが可</li></ul>
適年から移行	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 適年から中退共への移管額 従業員毎設定の掛金月額×適年加入期間(120ヶ月限度)+金利1%分</li><li>・ 従業員毎の適年持分額&gt;移管額の場合：差額を従業員に支給(一時所得)</li><li>・ 国からの助成はなし</li></ul>

#### お見逃しなく！

1. 適年を廃止しても積立金等は、企業には支払われず、従業員に支払われます。  
退職金廃止など退職金制度そのものを見直すか、他の外部積立の確定給付年金に移行するか、確定拠出年金401Kに移行するか、検討が必要です。
2. 中退共に参加している企業が、対象要件外となった場合は、脱退となります。